

物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する告示（単体）

調布市告示第 4 6 9 号

平成 1 7 年調布市告示第 1 5 3 号の全部を改正する。

平成 2 0 年 1 0 月 3 1 日

調布市長 長 友 貴 樹

第 1 趣旨

この告示は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により、調布市が発注する物品の買入れその他の契約（工事の請負、設計、測量及び地質調査の委託並びに総トン数 2 0 トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。以下同じ。）の一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者（中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）による事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）による協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和 3 7 年法律第 1 4 1 号）による商店街振興組合及び商店街振興組合連合会を除く。）に必要な資格並びに資格審査のインターネットを利用した申請方法を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 営業種目 調布市が発注する物品の買入れその他の契約の種類として、別表第 1 に定めるものをいう。

- (2) 競争入札参加資格 調布市が発注する物品の買入れその他の契約についての競争入札に参加するための資格をいう。この競争入札参加資格は、申請者の履行能力に基づき、別表第1に掲げる営業種目ごとに等級を定め、併せて同一等級内において順位を定める（営業種目ライフラインに申請する者については等級を定めず、順位のみ定める。）。この場合において、競争入札参加資格を得た者は、調布市における物品の買入れその他の契約の競争入札参加資格の有資格者として、競争入札参加資格者名簿に登録する。
- (3) 登録申請 競争入札参加資格を取得し、競争入札参加資格者名簿に登録されることを目的として申請を行うことをいう。
- (4) 共同運営電子調達サービス 東京都内の地方公共団体が相互に協力・連携して住民サービスの向上及び行政の高度化・効率化を図ることを目的として共同で運営している入札情報・電子入札・資格審査サービスからなる東京電子自治体共同運営電子調達サービスをいう。
- (5) 格付 共同運営電子調達サービスが算出する競争入札参加資格の等級及び順位若しくは順位のみ又はそれらを算出するための審査をいう。
- (6) 決算日 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日をいう。
- ア 法人 法人税法（昭和40年法律第34号）第13条に定める事業年度（以下「事業年度」という。）の終了の日
- イ 個人 12月末日
- (7) 決算月 前号に掲げる決算日の属する月をいう。
- (8) 決算年度 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものをいう。
- ア 法人 事業年度
- イ 個人 第6号イに掲げる決算日以前の1年間
- (9) 審査基準日 登録申請を行うに当たり、基準として定める日付をいい、申請時直前の決算手続が終了している決算日とする。登録申請は、申請日における内容によるものと定めた項目を除き、この審査基準日時点における内容で行わなければならない。
- (10) 審査対象事業年度 審査基準日を含む決算年度をいう。
- (11) 資格有効期限 登録申請を行った月の直前の決算月の翌月から1年8

月の末日までとする。なお、資格有効期限後、さらに継続して競争入札参加資格の登録を希望する者は、前回登録申請直後の決算月の翌月（登録申請を行った月が決算月の場合にあっては、登録申請を行った翌月）から資格有効期限までに登録申請を行い承認されなければならない。

(12) 適用年月日 物品買入れ等競争入札参加資格の有資格者として、競争入札参加資格者名簿に登録された日とする。

(13) 行政書士 行政書士法（昭和26年法律第4号）第6条第1項の規定による行政書士名簿の登録を受けた者をいう。

(14) 代理申請 行政書士が、申請者に代わって、登録申請等を行うことをいう。

第3 競争入札参加資格の申請

登録申請をしようとする者は、次の各号に掲げるところにより申請を行わなければならない。ただし、第5第1項の規定に該当する者（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。以下同じ。）は、申請を行うことができない。

(1) 申請者の区分 登録申請を行うことができる者の区分は、次に掲げるところによる。

ア 単体企業等（個人及び法人のほか、イに含まれない者のうち法人格を有するもの）

イ 組合等（中小企業等協同組合法による事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律による協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法による商店街振興組合及び商店街振興組合連合会（以下これらを「組合」という。）をいう。組合の登録申請等に関することについては、別に定める。）

(2) 申請の条件等 競争入札参加資格については、次に掲げる条件を備えていなければならない。

ア 納税に関する条件 法人については審査対象事業年度の法人税、法人事業税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）、消費税及び地方消費税を、個人については審査対象事業年度の所得税、消費税及び地方

消費税を完納していなければならない。

イ 営業種目ごとの条件 営業を行う要件として、登録、免許又は許可等を必要とする営業種目に登録申請しようとする者は、登録申請時に当該登録、免許又は許可等を受けていなければならない。

ウ 申請営業種目の制限 別表第1に掲げる営業種目の中から、登録申請できるのは、10種目までとする。

第4 申請方法

- (1) 申請方法 登録申請をしようとする者は、インターネットを利用して下記の共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信しなければならない。

ホームページアドレス

h t t p s : / / w w w . e - t o k y o . l g . j p / c h o u
t a t u _ p p i j / c m n / t m g / c m n / j s p / i n d e x
Q . j s p

- (2) 電子証明書の購入及び登録 登録申請に当たっては、事前に電子入札コアシステム対応認証局で発行するICカード電子証明書を購入し、共同運営電子調達サービスへ登録しなければならない。
- (3) 申請に使用できる漢字 申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とする。申請内容（人名、法人名等を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又はひらがなに置き換えて申請を行うこと。
- (4) 必要書類の送付 申請に当たり、次に掲げる必要書類（いずれも正本又はその写し（電子送付の場合に限る。）とする。）を提出すること。
この場合において、必要書類は、必要事項を入力した申請書フォームを送信した後直ちに申請時に指定される方法により郵送し、又は電子送付しなければならない。

なお、必要書類が日本語以外の言語により表記されている場合は、日本語訳を添付すること。

ア 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（発行日が申請日から3月以内であるもの）

- イ 財務諸表（審査対象事業年度の決算によるもの）
- ウ 身分証明書（発行日が申請日から３月以内であるもの）
- エ 登記事項証明書（発行日が申請日から３月以内であるもの）
- オ 法人事業税の納税証明書

カ 納税証明書その１（第３第２号アの納付済額を証明するもの）

- (5) 受付番号 登録申請を行い、承認された者に対して、１０桁の数字により構成される受付番号を付する。
- (6) 受付票の印刷 競争入札参加資格の登録申請を行い、承認された者は、第１号に掲げる共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（以下「受付票」という。）を自ら印刷し、適用年月日以後使用することができる。ただし、受付票に実印、使用印又は代理人印が押印されていないもの及び裏面に印鑑証明書が貼付されていないものは無効とする。

第５ 競争入札の参加者の資格

調布市は、地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当する者を競争入札に参加させることができない。

２ 調布市は、競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について３年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7) 前各号のいずれかに該当することにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(1) 参加者若しくは参加者の役員等が暴力団関係者であるとき、又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与しているとき。

(2) 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。

(3) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

4 物品買入れ等競争入札参加資格の有資格者となった後に、競争入札参加資格の登録申請を行うことができる条件を欠くこととなった者は、競争入札に参加することができない。

第6 競争入札参加資格の審査基準

(1) 競争入札参加資格の等級格付、順位等の決定

競争入札参加資格は、個々の申請者が申請した各営業種目ごとに審査を行い、各営業種目別に等級及び順位を定める。ただし、営業種目201 ライフラインに申請する者については、順位のみを定める。

(2) 等級区分と審査方法

ア 等級区分

各営業種目における等級区分と順位は、別表第2に定めるところによ

る。

イ 等級と順位を決定する営業種目の審査方法

競争入札参加資格の審査は、各営業種目別に第3号に定める客観的審査事項及び主観的審査事項を用いて行う。

第3号アに掲げる方法により算出した客観等級及び第3号イに掲げる方法により算出した主観等級により、当該営業種目の競争入札参加資格の等級を決定する。客観等級と主観等級が一致した営業種目の等級はその一致した等級とし、相違した場合はいずれか低い方を当該営業種目の等級とする。

同一等級内の順位については、第3号アで算出した客観点数の高いものを上位とし順位付けを行う。

なお、順位付けについては、共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された者すべてを対象として行う。

ウ 順位のみを決定する業種の審査方法

イと同じ方法により等級の決定及び順位付けを行った申請者を等級、順位順に並べた後、等級と順位が最上位の者を1位として、等級を定めず降順に順位付けのみを行う。

エ 同一客観点数の申請者の順位の決定

同一等級内において客観点数が同じ点数となった申請者については、次に掲げる優先順位により順位付けを行う。

- (ア) 当該営業種目の年間総売上高の高位順
- (イ) 自己資本額の高位順
- (ウ) 従業員数の高位順
- (エ) 流動資産を流動負債で除した数値の高位順
- (オ) 営業年数の高位順
- (カ) これによっても同位となる場合は、競争入札参加資格の受付番号の低位順とする。

オ 等級順位等を得られない場合

主観的審査事項における当該営業種目の売上高がない者は無格付とする。

(3) 客観的審査事項及び主観的審査事項

ア 客観的審査事項

営業種目別に次に掲げることにより算出した数値を別表第3の計算式に当てはめ、総合数値を算出し、その点数を客観点数として、別表第4に当てはめ、客観等級を決定する。

(ア) 年間総売上高

審査対象事業年度の決算における総売上高とする。ただし、次の表に定める条件に該当する場合は、各条件別に記載した加算率により加算した後の額とする。なお、複数の条件に該当した場合の総売上高への加算は、加算率を合計して行う。

総売上高加算条件		加算率
条件1	I S O（国際標準化機構）9000シリーズの9001の認証を取得している者で、認証取得後更新をしていない者（条件2に該当しない者）	3%
条件2	I S O（国際標準化機構）9000シリーズの9001の認証を取得した後、3年以上登録を継続し、1回以上の更新を行い、現在も登録をしている者	5%
条件3	I S O（国際標準化機構）14000シリーズの14001，一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション21，一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上の認証），特定非営利活動法人K E S環境機構認証のK E S・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証）の認証を取得している者で、認証取得後更新をしていない者（条件5に該当しない者）	3%
条件4	I S O（国際標準化機構）14000シリーズの14001，一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション21，一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上の認証），特定非営利活動法人K E S環境機構認証のK E S・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証）の認証を取得した後、3年以上登録を継続し、1回以上の更新を行い、現在も登録をしている者	5%

備考1 I S O（国際標準化機構）14000シリーズの14001，一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション21，一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ2以上の認証），特定非営利活動法人K E S環境機構認証のK E S・環境マネジメントシステム・スタンダード（ステップ2以上の認証）の重複取得による加算率の合計は行なわない。

条件1から条件4までのI S Oの認証取得については、公益財団法人日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又はJ A Bと相互認証している認定機関が認定した審査登録機関の認証を、調布市と契約する営業所等において取得している場合とする。

備考2 エコアクション21，エコステージ，K E S・環境マネジメントシステム・スタンダードの各規格については、次の表に掲げるとおりとする。

エコアクション 21	一般財団法人持続性推進機構の認証を取得していること。
エコステージ	一般社団法人エコステージ協会第三者評価委員会によるエコステージステージ2以上の認証を取得していること。
KES・環境マネジメントシステム・スタンダード	特定非営利活動法人KES環境機構又は特定非営利活動法人KES環境機構と相互認証している審査登録機関によるステップ2以上の認証を取得していること。

(イ) 自己資本額

審査対象事業年度の決算における自己資本額

(ロ) 従業員数

申請日時点で事業に常時雇用している従業員の数

(エ) 流動比率

審査対象事業の決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたもの）

(オ) 営業年数

申請日までの営業年数

イ 主観的審査事項

審査対象事業年度の決算における別表第1の営業種目ごとの年間売上高を主観点数とし、別表第4に当てはめ、主観等級を決定する。

(4) 変更申請に伴う客観点数の再審査

ISO9000シリーズの9001又は14000シリーズの14001，エコアクション21，エコステージ，KES・環境マネジメントシステム・スタンダード（以下「ISO関連」という。）に関する変更申請があった場合は，(3)ア(7)年間総売上高の加算率による客観点数の再審査を行う。

第7 申請内容を証明する書類

登録申請者は，申請後に調布市から申請内容が事実であることを証明する書面の提示を求められたときは，これを提示し，又は提出しなければならない。

第8 競争入札参加資格の審査結果の確認，変更等

(1) 審査結果の確認

競争入札参加資格の審査結果は、審査が終了次第、登録申請者が共同運営電子調達サービスにて確認を行う。

(2) 資格の取消し

次に掲げる場合は、直ちに競争入札参加資格の取消申請をすること。

なお、次に掲げる場合にかかわらず、物品買入れ等競争入札参加資格の有資格者の事情により、その資格の全部又は登録営業種目の一部を取り消すことができる。

ア 資格有効期限内に、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。

イ この公示による競争入札参加資格を有する者が、資格有効期限内に各営業種目に登録申請を行うために必要な条件を満たさない状態となったとき。

(3) 変更申請

申請内容のうち、次に掲げる事項に変更があったときは、共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により速やかに当該内容の変更を申請しなければならない。ただし、次に掲げる事項以外の変更（合併又は分割、事業譲渡により企業再編を行った場合を除く。）については、既に登録している資格を取り消し、新たに登録申請を行わなければならない。

ア 商号又は名称

イ 代表者

ウ 本店所在地

エ 登記上の本店所在地

オ 使用印の登録有無

カ 代理人

キ 資本金

ク 担当者

ケ ISO関連

コ 実印、代理人印又は使用印

(4) 登録営業種目の追加

次期の登録申請を行うまでの期間中については、登録営業種目の追加の申請をすることはできない。

(5) 虚偽申請をした者の取扱い

申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をしたことが判明した者については、競争入札参加資格を与えない。

また、物品買入れ等競争入札参加資格の有資格者となった後、虚偽の申請をしたことが判明した者については、調布市が定める期間、競争入札への参加はできない。

第9 代理申請

(1) 行政書士による行政書士登録

ア 行政書士の登録方法

代理申請をしようとする行政書士は、事前にセコムトラストシステムズ株式会社が発行する「行政書士用電子証明書」を購入のうえ、インターネットを利用して共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、当該電子証明書その他の必要事項を共同運営電子調達サービスに登録しなければならない。

イ 登録に使用できる文字

行政書士の登録に使用できる文字は、JIS第1水準及び第2水準とする。登録内容（人名、法人名等を含む。）においてこれ以外の文字を使用している場合は、登録可能な他の漢字又はひらがなに置き換えて登録を行うこと。

ウ シリアル番号

行政書士の登録を行った者については、8桁の数字により構成されるシリアル番号を付する。

エ 登録の取消し

行政書士の登録は、行政書士の事情により、いつでもその登録を取り消すことができる。ただし、行政書士法第7条第1項の規定に該当することとなった場合は、直ちに登録の取消しをしなければならない。

オ 変更登録

行政書士の登録内容のうち、次に掲げる内容に変更があったときは、共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により速やかに該当内容の変更を登録しなければならない。

- (ア) 行政書士名
- (イ) 行政書士登録番号
- (ウ) 商号又は名称
- (エ) 事務所所在地
- (オ) 電子メールアドレス
- (カ) 電話番号

(2) 申請者による代理申請の設定及び解除

代理申請を依頼する申請者は、共同運営電子調達サービスのサイトにアクセスし、所定の手続により代理申請の設定をしなければならない。代理申請の設定を解除する場合も、また同様とする。

なお、行政書士による行政書士登録の取消しがあったときは、当該行政書士に係る代理申請の設定は解除されるものとする。

(3) 行政書士による代理申請

行政書士による代理申請について、登録申請の方法にあつては第4の規定の例に、取消申請及び変更申請に関する手続にあつては第8の規定の例による。ただし、行政書士が使用する電子証明書は、第1号アの規定によるものとする。

第10 その他

(1) 競争入札参加資格者名簿の公開

物品買入れ等競争入札参加資格者名簿については、共同運営電子調達サービスのサイトにおいて、適用年月日から公開する。

(2) 申請情報の公表

各申請者から申請された内容については、その全部又は一部を公表することがある。

(3) 他の地方公共団体等への情報提供

各申請者から申請された内容及び審査結果については、契約事務に必要な範囲で他の地方公共団体等に情報を提供することがある。

- (4) その他の調布市における物品買入れ等競争入札参加者の資格に関する取扱いについては、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第145号）

この告示は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年4月30日告示第161号）

この告示は、平成22年5月1日から適用する。

附 則（平成22年11月26日告示第468号）

この告示は、平成22年12月1日から適用する。

附 則（平成24年9月11日告示第366号）

この告示は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第9第1号アの改正規定（「日本商工会議所又は」を削る部分に限る。）は、平成25年1月24日から施行する。

附 則（平成27年3月23日告示第82号）

この告示は、平成27年3月23日から施行する。

附 則（令和7年12月26日告示第395号）

この告示は、令和8年1月1日から施行する。